

# いわゆる「部位転がし」に関する調査について

# いわゆる「部位転がし」に関する調査について

## ・柔道整復療養費の運用状況、業務処理状況及び審査内容等に関する調査

○令和7年12月から令和8年1月にかけて、柔道整復療養費の運用状況、業務処理状況及び審査内容等に関する調査を実施。この中で、いわゆる「部位転がし」の定義等についても調査した。

### 調査の概要

調査対象	健保組合、協会けんぽ、国保保険者、後期広域連合、国保連
調査内容	(1) 柔道整復療養費の運用状況と業務処理状況等 ・各事務局職員の事務等について ・国保における支給決定について ・施術所管理について 等 (2) 柔道整復療養費審査委員会等の審査内容等 ・柔道整復療養費審査委員会について ・面接確認委員会について ・保険者等における審査方法について ・ <u>いわゆる「部位転がし」疑いについて</u> ・患者調査及び施術所照会について 等
調査方法	調査票をメール送付
回答期限	令和8年1月29日

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（国保連合会分）①

○国保連合会において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：47都道府県国保連合会、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## 【抽出条件を設定しているもの】

### ①（通算での）受療期間に着目するもの

項番	抽出条件	国保連数	抽出件数
1	同一施術所に5ヶ月以上連続受療	1	1,954
4	過去6ヶ月間の施術日数の合計が90日以上	1	116
18	3部位以上の施術、3か月を超える施術や月10回以上の施術が行われている	1	0
20	長期頻回施術理由が希薄又は傾向的（1月に20日以上、初検から6月経過で15日以上）	1	0
	<b>小計</b>	<b>4</b>	<b>2,070</b>

### ②新規の負傷（部位）に着目するもの

項番	抽出条件	国保連数	抽出件数
2	前月施術ありで当月初検料の算定がある。前月の負傷名削除(治癒)ありで当月追加された負傷名がある場合に、総件数比が30%以上の施術所に対して文書通知を送付	1	455
3	負傷日が初検日当日、前日など固定。3か月経過直前に治癒となり、翌月に負傷が追加。負傷名の組合せがパターン化	1	322
5	2、3か月で3部位ともに同時治癒、次月新たな部位による3部位で初検請求の繰り返し	2	86
8	2部位以上の負傷が同日に治癒・新たな負傷が追加、一定期間施術後に治癒・新たな負傷が追加される	1	44
9	3～4か月で一旦治癒し、その後、新たな病名で初検料を算定。1部位治癒し、次月1部位追加	1	38
10	1部位のみ治癒させ、新たな負傷名を追加した継続施術パターン	1	13
11	3ヶ月で治癒しその後別部位を算定	1	12
14	同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術	5	0
16	施術継続中で新たな負傷名が追加されている申請書が7割以上ある	1	0
17	負傷部位の治癒または中止後に新たな負傷が発生。縦覧点検により傷病名の変遷をチェック	1	0
19	1部位目が治癒、3部位目初検、負傷名が変わるものなど。具体的な期間、回数は決めていない	1	0
	<b>小計</b>	<b>16</b>	<b>970</b>

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（国保連合会分）②

○国保連合会において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：47都道府県国保連合会、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## ③初検料に着目するもの

項番	抽出条件	国保連数	抽出件数
2	前月施術ありで当月初検料の算定がある。前月の負傷名削除(治癒)ありで当月追加された負傷名がある場合に、総件数比が30%以上の施術所に対して文書通知を送付（再掲）	1	455
6	初検料を算定している割合や初検から治癒が1~3か月以内の割合が多い。長期該当者が極めて少ない	1	63
9	3~4か月で一旦治癒し、その後、新たな病名で初検料を算定。1部位治癒し、次月1部位追加（再掲）	1	38
12	主に同一負傷名や近接部位に対して、何か月もの間、毎月の初検料等の算定を繰り返す	1	6
13	初検の申請書、治癒の申請書が多い	2	0
19	1部位目が治癒、3部位目初検、負傷名が変わるものなど。具体的な期間、回数は決めていない（再掲）	1	0
	<b>小計</b>	<b>7</b>	<b>562</b>

## ④その他

項番	抽出条件	国保連数	抽出件数
2	前月施術ありで当月初検料の算定がある。前月の負傷名削除(治癒)ありで当月追加された負傷名がある場合に、総件数比が30%以上の施術所に対して文書通知を送付（再掲）	1	455
3	負傷日が初検日当日、前日など固定。3か月経過直前に治癒となり、翌月に負傷が追加。負傷名の組合せがパターン化（再掲）	1	322
7	審査委員会の判断に基づき実施	5	122
6	初検料を算定している割合や初検から治癒が1~3か月以内の割合が多い。長期該当者が極めて少ない（再掲）	1	63
15	縦覧点検で毎月同一患者の請求が多い施術所	1	0
	<b>小計</b>	<b>9</b>	<b>562</b>

合計：30国保連 3,231件

【抽出条件を設定していないもの】

・抽出条件なし

17国保連 抽出件数 0件

# 「部位転がし疑い」抽出後の対応（国保連合会分）

○国保連合会において「部位転がし疑い」を抽出した後の対応は以下のとおり。

【抽出条件あり（30国保連合会）】

<b>支給</b>		<b>2,261</b>
<b>返戻</b>		<b>155</b>
	(該当条件)	
	1.同一施術所に5ヶ月以上連続受療	108
	9.3～4か月で一旦治癒し、その後、新たな病名で初検料を算定。1部位治癒し、次月1部位追加	38
	8.2部位以上の負傷が同日に治癒・新たな負傷が追加、一定期間施術後に治癒・新たな負傷が追加される	5
	7.審査委員会の判断に基づき実施	4
<b>一部不支給</b>		<b>5</b>
	(該当条件)	
	12.主に同一負傷名や近接部位に対して、何か月もの間、毎月の初検料等の算定を繰り返す	5
<b>不支給</b>		<b>0</b>
	(該当条件)	
	該当なし	0
<b>その他（患者調査中、注記文書送付）</b>		<b>422</b>
	(該当条件)	
	1.同一施術所に5ヶ月以上連続受療	220
	4.過去6ヶ月間の施術日数の合計が90日以上	116
	5.2、3カ月で3部位ともに同時治癒、次月新たな部位による3部位で初検請求の繰り返し	86
<b>合計</b>		<b>3,231</b>

## 対応に至った主な理由

### 【支給】

- ・不支給にする確証がないため支給

### 【返戻】

- ・申請書1件あたりの費用額が高額な施術所で、同じ被保険者が長期にわたって繰り返し施術を受けているため返戻

### 【一部不支給】

- ・同一負傷名の再負傷を繰り返していることから、継続した施術と判断し、一部不支給

### 【不支給】

- ・該当なし

【抽出条件なし（17国保連合会）】

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（国保連合会分）

## 【1. 負傷と治癒を繰り返す】

- ・ R 7. 8「左背部挫傷 下部」にて初検料算定、当月治癒 R 7. 9同病名にて初検料算定
- ・ 月初めに負傷し、3か月から4か月後の月末に治癒、その後次月の月初めに負傷
- ・ 前月同一負傷名の継続後、1か月以内での施療料算定
- ・ 負傷名（1）頸部捻挫〈実日数16日〉（2）左下腿部挫傷〈実日数18日〉（3）右足関節捻挫〈実日数16日〉
  - （1）初検日7月5日 → 月末10月27日 【治癒】
  - （2）初検日8月8日 → 月末10月30日 【継続】
  - （3）初検日10月4日 → 月末10月30日 【継続】 【10月追加】
- ・ 部位転がしの審査は行っていないが、重点審査対象の施術所は申請書を10か月間程度コピーしているので、部位転がしが疑われた場合は文書にて注意している。具体例は、3か月スパンで初検と治癒を繰り返し
- ・ 全部位当月治癒、翌月新規の繰り返し
- ・ 初検料を連月算定し転帰欄への記載がない場合
- ・ 9月施術分：42件中 初検料算定42件、治癒39件、中止3件
- ・ 2～3部位施術を行い3ヶ月後に中止、翌月新しく施術を始める。このサイクルを繰り返し
- ・ 前月施術ありで当月初検料の算定がある場合
- ・ 腰部捻挫にて毎月初検料算定、当月治癒 何か月もの間繰り返し算定
- ・ 前月近接部位負傷名の継続後、1か月以内での初検料算定
- ・ 負傷名（1）左下腿部挫傷〈実日数17日〉（2）右足関節捻挫〈実日数19日〉（3）腰部捻挫〈実日数17日〉
  - （1）初検日8月8日 → 月末11月26日 【治癒】
  - （2）初検日10月4日 → 月末11月29日 【継続】
  - （3）初検日11月6日 → 月末11月29日 【継続】 【11月追加】
- ・ 10月施術分：45件中 初検料算定45件、治癒36件、中止1件
- ・ 前月の負傷名削除（治癒）ありで当月追加された負傷名がある場合
- ・ 施術が長期にわたる場合、治癒の翌月は請求せず。翌々月に新たな負傷として請求が再開
- ・ 11月施術分：44件中 初検料算定35件、治癒16件、中止3件
- ・ 1年以上、挫傷、捻挫、打撲を繰り返した施術が続いているケース
- ・ 3か月の長期施術前に治癒して初検というような施術パターン
- ・ 転帰なく1か月あけての初検を繰り返す施術パターン

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（国保連合会分）

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション】

- ・3ヶ月で治癒した後、別部位の負傷が発生
- ・ある部位の負傷が3ヶ月程で治癒し、新たな負傷部位で初検料も算定された申請書
- ・過去6ヶ月間の施術日数の合計が90日以上で、部位転がし回数が2回以上が請求の1%以上のもの
- ・2～3カ月ごとに部位を変えて、治癒と負傷を繰り返す  
(R7.2右股関節捻挫→R7.5治癒→R7.6左股関節捻挫→R7.8治癒→R7.9腰部捻挫→R7.12治癒)
- ・3カ月で3部位が月末に同時治癒⇒翌月に別の3部位で初検算定
- ・同一施術所で同一患者に対して、継続的に受診があり、2～3ヶ月おきに部位を変更して施術が行われている申請書
- ・2か月ごとに部位を変えつつ初検料を算定
- ・複数月にまたがって新しい負傷が増え、従前の負傷は記載されなくなる（転帰は継続のままで、従前の負傷が治癒や中止にならず月を経る度に消える）
- ・3カ月で毎月1部位ずつ治癒になり、新たに別部位の負傷追加の繰り返し
- ・背部挫傷や頸部捻挫、肩関節捻挫で部位を変えつつ請求
- ・施術当月に治癒等の記載があり、同月に新たな負傷年月の記載がある
- ・治癒又は中止の記載がなく、新たな負傷名で繰り返し請求している
- ・1部位目が治癒し、翌月新たに負傷名を追加している
- ・4傷病のうち2傷病が月途中で治癒。その後同一月内で新しい負傷が発生
- ・1部位のみ治癒させ、新たな負傷名を追加した施術が継続する
- ・同一患者が1年以上に渡り負傷名を変更して請求が継続する
- ・施術当月末日に治癒等の記載があり、翌月に新たな負傷年月の記載がある
- ・1部位当月治癒、翌月1部位新規等の付け増しの繰り返し
- ・負傷名が複数ある場合、月末に同時治癒し、翌月初めに新たな部位で同時負傷する
- ・全ての負傷が治癒し、翌月新たに負傷し初検料を算定する
- ・前月の負傷名削除(治癒)ありで当月追加された負傷名がある場合
- ・3か月続けての施術後、1か月の間隔を置き新たな負傷名での施術というケース

## 【3. その他】

- ・往療料の算定が多く、往療理由については、患者ごと個別の記載がなく画一的である
- ・同月内で日を空けて負傷し、3部位負傷となり、高額の請求となっている
- ・部位転がしであるが、初検の算定はない

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（市区町村分）①

○市区町村において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：123市区町村、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## 【抽出条件を設定しているもの】

### ①（通算での）受療期間に着目するもの

項番	抽出条件	市区町村数	抽出件数
3	同一患者において受療機関が長期になっている場合。初回の負傷から8ヶ月目で抽出	1	115
7	最新月から6ヶ月の期間で毎月連続して請求があり、病名が変わっているもの	1	26
8	同一施術所で3か月連続受療していて、途中で部位が変わっている	1	20
9	年間の申請書が10枚以上	1	19
10	主に2部位で1ヶ月の日数が1～4回程度、なおかつ2年以上継続している	1	18
11	5か月以上連続請求	1	15
12	短期間のうちに治癒と負傷を繰り返し、結果として同一施術所における受療期間が長期となっている	1	5
14	長期施術のレセプトの過去1年間のレセプトを確認	1	4
15	部位を次々と変え、施術が長期に継続している	2	4
17	3か月を超える受療	2	1
18	同一施術期間で3か月を超えかつ当月に初検の負傷がある	1	0
19	同一施術所で同一患者に対して、継続的に受診があり、2～3ヶ月おきに部位を変更している	1	0
20	同一施術所に同一患者が長期的に受療	1	0
	<b>小計</b>	<b>15</b>	<b>227</b>

## 「部位転がし疑い」の抽出条件（市区町村分）②

○市区町村において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：123市区町村、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

### ②新規の負傷（部位）に着目するもの

項番	抽出条件	市区町村数	抽出件数
1	連続する6か月で部位転がし回数が2回	3	269
4	同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す	10	175
5	前月治癒し、別負傷で初検算定。施術継続中に新たな負傷を算定	1	64
7	最新月から6ヶ月の期間で毎月連続して請求があり、病名が変わっているもの（再掲）	1	26
8	同一施術所で3か月連続受療していて、途中で部位が変わっている（再掲）	1	20
13	過去12か月のうち9回部位が変更した場合	1	5
15	部位を次々と変え、施術が長期に継続している（再掲）	2	4
16	当月から遡って負傷部位を転々と変えて、治癒しては異なるケガで申請	1	0
19	同一施術所で同一患者に対して、継続的に受診があり、2～3ヶ月おきに部位を変更している（再掲）	1	0
21	初検2部位から3部位へ追加請求	1	0
25	同じような部位で右と左を繰り返し	1	0
26	同部位が治癒の翌月に新規で算定。1部位が治癒しても、他の部位が新規で算定	1	0
	<b>小計</b>	<b>24</b>	<b>563</b>

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（市区町村分）③

○市区町村において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：123市区町村、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## ③初検料に着目するもの

項番	抽出条件	市区町村数	抽出件数
2	4か月以内に転帰欄に治癒又は中止の記載がある。4か月以内に初検料の算定がある（再掲）	1	236
5	前月治癒し、別負傷で初検算定。施術継続中に新たな負傷を算定（再掲）	1	64
18	同一施術期間で3か月を超えかつ当月に初検の負傷がある（再掲）	1	0
24	初検料の算定や初検から治癒が1～3ヵ月以内の割合が多い、長期該当者が極めて少ない	2	0
	<b>小計</b>	<b>5</b>	<b>300</b>

## ④その他

項番	抽出条件	市区町村数	抽出件数
6	国保連合会から附せんが有るもの	1	34
22	負傷原因と明らかに違う	1	0
23	全件審査	1	0
24	初検料の算定や初検から治癒が1～3ヵ月以内の割合が多い、長期該当者が極めて少ない（再掲）	2	0
27	重点審査のための抽出は行っていないが、通常審査の中で必要に応じて確認	1	0
	<b>小計</b>	<b>6</b>	<b>34</b>

合計：43市区町村 1,010件

## 【抽出条件を設定していないもの】

・国保連に委託

81市区町村 抽出件数 19件

# 「部位転がし疑い」抽出後の対応（市区町村分）

○市区町村において「部位転がし疑い」を抽出した後の対応は以下のとおり。

【抽出条件あり（23市区町村）】

<b>支給</b>		<b>461</b>
<b>返戻</b>	(該当条件)	
	7.最新月から6ヶ月の期間で毎月連続して請求があり、病名が変わっている	5
	5.前月治癒し、別負傷で初検算定。施術継続中に新たな負傷を算定	4
	8.同一施術所で3か月連続受療していて、途中で部位が変わっている	1
	<b>一部不支給</b>	<b>0</b>
<b>不支給</b>	(該当条件)	
	該当なし	0
<b>不支給</b>	(該当条件)	
	該当なし	0
<b>その他（患者調査中、国保連へ相談予定、再審査中）</b>		<b>284</b>
<b>合計</b>	(該当条件)	
	1.連続する6か月で部位転がし回数が2回	269
	5.前月治癒し、別負傷で初検算定。施術継続中に新たな負傷を算定	6
	10.主に2部位で1ヶ月の日数が1～4回程度、なおかつ2年以上継続	5
	4.同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す	3
	17.3か月を超える受療	1
<b>合計</b>		<b>1,010</b>

## 対応に至った主な理由

- 【支給】
- ・国保連の審査後、委託業者による点検済みのため支給
  - ・国保連によりすでに支給済みであるため
  - ・患者照会に基づき支給
- 【返戻】
- ・怪我以外の受療や施術部位の相違等が確認できたため返戻
  - ・外傷ではない場合や負傷理由、負傷部位が一致しないため返戻
- 【一部不支給】
- ・該当なし
- 【不支給】
- ・該当なし

【抽出条件なし（80市区町村）】

- ・支給： **18件**
- ・患者照会中： **1件**

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（市区町村分）

## 【1. 負傷と治癒を繰り返す】

- ・同一施術所で新たな負傷名で「施術開始」「中止」を繰り返している場合
- ・一定期間の負傷と治癒を繰り返す
- ・サッカーをプレーしながら接骨院へ通ってまた負傷した事例
- ・翌月治癒、新規負傷の繰り返し
- ・数か月おきに施術部位を変えながら毎月長期に渡って施術を受療
- ・6ヶ月以上の連続受療、且つ、初検料の算定回数が多い
- ・前月一部治癒、当月新しい部位の治療
- ・3ヶ月未満の短期間で、負傷・治癒を繰り返している（左下腿部挫傷、右肩関節捻挫、頸部捻挫）
- ・治癒と負傷を繰り返す傾向がみられる為
- ・バスケットボールをプレーしながら接骨院へ通ってまた負傷した事例
- ・翌々月治癒、新規負傷の繰り返し
- ・腰部捻挫が2か月で治癒と負傷を繰り返し
- ・3ヶ月未満の短期間で、負傷・治癒を繰り返している（腰部捻挫、右膝関節捻挫）
- ・3ヶ月程施術を受けて1ヶ月空き、初検で施術開始（部位が同じ又は別部位）を繰り返し
- ・3ヶ月で負傷・治癒を繰り返している（右肘関節捻挫、右前腕部挫傷、背部挫傷）

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション】

- ・初検料算定後、3カ月経つと部位を変え新たに初検料を算定
- ・2部位セットが3～4か月で治癒と負傷を繰り返し、それが継続して長期にわたっている場合もある  
（例：右下腿部捻挫⇒左下腿部捻挫、腰部捻挫⇒頸部捻挫等）
- ・3カ月ごとに施術部位が途切れることなく変わっていた申請
- ・負傷から5カ月を目安に部位を変え減額を免れている
- ・負傷原因が同一であるが部位をずらしていた申請
- ・過去に遡ると、両大腿部下部に関して3カ月施術し治癒、多部位の施術が2カ月あり、その後また4カ月施術、多部位を3カ月・・・と継続して毎月施術がある
- ・一般的な治療期間（例：ぎっくり腰なら1～2週間）を超えて、定期的（3か月）に傷病名が変更になっている

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（市区町村分）

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション（続き）】

- ・肩や手、足と3か月ごとに部位が変わるが、数か月後に再度同じ部位の施術がある
- ・同一患者、同一施術所において背部挫傷（下部）と背部挫傷（上部）の負傷と治癒を繰り返し
- ・腰部（治癒）→頸部→腰部→頸部（治癒）
- ・同一患者、同一施術所において左下腿部挫傷と右下腿部挫傷の負傷と治癒を繰り返し
- ・特定の部位（6部位程度）が3か月ごとに入れ替わる。例）最初の3か月AB、次の3か月CD、その次AE、その次BD、その次CF、以下ループ
- ・（R7年2月分の支給申請書）右手関節捻挫R7.2.4負傷・初検・施術開始、R7.2.20施術終了（治癒）。左足関節捻挫R7.2.24負傷、R7.2.27初検・施術開始・施術終了となっている
- ・「右足関節捻挫」の治癒直後に、「左膝関節挫傷」や「腰部捻挫」など、別の部位の負傷が切れなく繰り返し
- ・施術部位名の変更（上部→下部など）
- ・6ヶ月以上負傷病名を変えながら複数の施術を行っている
- ・治療部位を変えて治癒と負傷を繰り返し
- ・施術部位は月によって2～5カ所（今回は両大腿部下部位挫傷、両下腿部上部位挫傷、左足関節捻挫の5カ所）
- ・前月まで施術を受けているが、部位が変わって初検で施術開始
- ・（R7年4月分の支給申請書）右肩関節捻挫R7.3.27負傷、R7.3.31初検、R7.4.1施術開始、R7.4.26施術終了（治癒）。右肘関節捻挫R7.4.29負傷、R7.4.30初検・施術開始、施術終了となっている
- ・常に3部位の請求が行われており、1箇所の部位が治癒したとされると、即座に別部位の請求が追加され、常に3部位が維持される
- ・治癒後すぐに別の病名で前と同じ3部位を施術している
- ・1か月毎に負傷部位が入れ替わる。例）1か月目負傷部位A、2か月目AB、3か月目ABC、4か月目BCD、5か月目CDE、以下ループ
- ・施術を継続中に、新たな負傷名で施術開始
- ・特定の施術所の申請書で、患者の負傷部位の組み合わせの固定化が見受けられ、なおかつ長期施術の患者が多いもの

## 【3. その他】

- ・過去24か月のうち、24か月施術
- ・特定の施術所の申請書で、患者の負傷日がほぼ同日で近接部位での算定が多いもの
- ・長期施術の患者が多い施術所で、患者調査により慢性疾患での施術が発覚したもの
- ・普通の日常生活動作が原因での3部位請求が3回続いた事例
- ・今回の負傷原因は「体育館でバスケットボールの練習をしている時に全力で走っていて切り返そうと急停止した際、両大腿部下部位に過度の収縮力が加わり負傷。」となっている

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（後期広域連合分）①

○後期広域連合において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の3類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの

※回答：47都道府県広域連合、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## 【抽出条件を設定しているもの】

### ①（通算での）受療期間に着目するもの

項番	抽出条件	広域連合数	抽出件数
2	4か月以上継続で次のいずれかに該当する場合。4か月以内に転帰欄に治癒又は中止がある。4か月以内に初検料がある。施術部位の初検年月日が、過去3か月の初検年月日と異なる部位がある者	1	371
4	同一施術機関で3か月を超える期間、かつ当月初検の負傷あり	2	310
5	長期、長期頻回	1	102
6	同一施術機関で3か月連続受療していて、途中で部位が変わっている	1	28
7	施術所を4か月以上継続して受療、かつ利用期間内に施術部位を変更	1	24
10	過去6ヶ月間の施術日数の合計が90日以上かつ部位転がし回数が2回以上が1%	1	0
11	6か月を超えて受療する施術（初検・中止などは問わない）	1	0
	<b>小計</b>	<b>8</b>	<b>835</b>

## 「部位転がし疑い」の抽出条件（後期広域連合分）②

○後期広域連合において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の3類型に分けられる

### ①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの

※回答：47都道府県広域連合、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

### ②新規の負傷（部位）に着目するもの

項番	抽出条件	広域連合数	抽出件数
1	同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す	7	953
2	4か月以上継続で次のいずれかに該当する場合。4か月以内に転帰欄に治癒又は中止がある。4か月以内に初検料がある。施術部位の初検年月日が、過去3か月の初検年月日と異なる部位がある者（再掲）	1	371
3	前月施術ありで当月初検料の算定あり。前月の負傷名削除（治癒）ありで当月追加された負傷名がある場合に、総件数比が30%以上の施術所に対して文書通知を送付。	1	318
6	同一施術機関で3か月連続受療していて、途中で部位が変わっている（再掲）	1	28
7	施術所を4か月以上継続して受療、かつ利用期間内に施術部位を変更（再掲）	1	24
8	隣接部位の有無	1	0
9	負傷部位の治癒または中止後に新たな負傷。縦覧点検により傷病名の変遷をチェック	1	0
10	過去6ヶ月間の施術日数の合計が90日以上かつ部位転がし回数が2回以上が1%（再掲）	1	0
	小計	14	1,694

### ③初検料に着目するもの

項番	抽出条件	広域連合数	抽出件数
2	4か月以上継続で次のいずれかに該当する場合。4か月以内に転帰欄に治癒又は中止がある。4か月以内に初検料がある。施術部位の初検年月日が、過去3か月の初検年月日と異なる部位がある者（再掲）	1	371
3	前月施術ありで当月初検料の算定あり。前月の負傷名削除（治癒）ありで当月追加された負傷名がある場合に、総件数比が30%以上の施術所に対して文書通知を送付。	1	318
4	同一施術機関で3か月を超える期間、かつ当月初検の負傷あり（再掲）	2	310
	小計	4	999

### 【抽出条件を設定していないもの】

・抽出条件なし

29広域連合 抽出件数 0件

# 「部位転がし疑い」抽出後の対応（後期広域連合分）

○後期広域連合において「部位転がし疑い」を抽出した後の対応は以下のとおり。

【抽出条件あり（23広域連合）】

<b>支給</b>		<b>2,090</b>
<b>返戻</b>		<b>16</b>
	(該当条件)	
	1.同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返し	11
	4.同一施術機関で3か月を超える期間、かつ当月初検の負傷あり	3
	6.同一施術機関で3か月連続受療していて、途中で部位が変わる	2
<b>一部不支給</b>		
	(該当条件)	
	該当なし	
<b>不支給</b>		
	(該当条件)	
	該当なし	
<b>その他</b>		
	(該当条件)	
	該当なし	
<b>合計</b>		<b>2,106</b>

## 対応に至った主な理由

### 【支給】

- ・患者照会に基づき支給
- ・協定分についてはすでに支給済みのため

### 【返戻】

- ・該当なし

### 【一部不支給】

- ・該当なし

### 【不支給】

- ・該当なし

【抽出条件なし（28広域連合）】

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（後期広域連合分）

## 【1. 負傷と治癒を繰り返す】

- ・月初負傷月末治癒を1ヶ月毎に繰り返す（負傷名はバラバラローテーション・2部位死守）
- ・4傷病のうち2傷病が月途中で治癒。その後同一月内で新しい負傷が発生
- ・前月施術ありで当月初検料の算定がある場合
- ・常に3部位（例：首・肩・腰）の請求が行われており、1箇所の部位が治癒したとされると、即座に別部位の請求が追加され、常に3部位が維持される
- ・R6.12～R7.3まで毎月1部位ずつ負傷、5月に2部位、7月に1部位、8月に2部位を負傷しており、常に3部位施術を受けている状況が継続
- ・R4.4に右上腕部・右肘を負傷、R7.5に腰と右股関節を負傷、R7.7に右肩と右上腕部を負傷と、前の負傷が治癒する前に新しい負傷をしている状況が繰り返される

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション】

- ・R7.5に左膝・右膝・右下腿部を負傷し同時治癒、R7.8に左大腿部・右大腿部・左膝を新たに負傷する
- ・「右足関節捻挫」の治癒直後に、「左膝関節挫傷」や「腰部捻挫」など、別の部位の負傷が途切れなく繰り返し
- ・3部位負傷で数ヶ月受診の後に月末で1部が治癒し、その後すべてが治癒した翌月以降に新たに数部位の負傷（月初）による受診が始まる
- ・複数月にまたがって新しい負傷が増え、従前の負傷は記載されなくなる（転帰は継続のままで、従前の負傷が治癒や中止にならず月を経る度に消えていく）

## 【3. その他】

- ・初検料算定、1部位ずつ負傷で3部位申請 日数：10日、5日、2日
- ・初検料算定、1部位ずつ負傷で3部位申請 日数：7日、6日、1日
- ・初検料算定、2部位同時負傷、1部位負傷 合計3部位申請 日数：全部位7日
- ・初検料算定、2部位同時負傷、1部位負傷 合計3部位申請 日数：全部位4日
- ・初検料算定、2部位同時負傷、1部位負傷 合計3部位申請 日数：全部位6日
- ・初検料算定、2部位同時負傷、1部位負傷 合計3部位申請 日数：全部位5日

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（協会けんぽ分）①

○協会けんぽにおいて「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：47都道府県支部、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## 【抽出条件を設定しているもの】

### ①（通算での）受療期間に着目するもの

項番	抽出条件	支部数	抽出件数
4	毎月負傷している（階段状になっている）。転記欄で判断	1	24
5	初検日が複数回動きながら、1年間に9月以上	1	23
12	半年以上連続して支給申請があり、数か月くらいで負傷部位が変わる	1	4
18	長期、頻回の抽出条件で抽出し、複数月の申請書を精査	1	0
	<b>小計</b>	<b>4</b>	<b>51</b>

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（協会けんぽ分）①

○協会けんぽにおいて「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：47都道府県支部、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## ②新規の負傷（部位）に着目するもの

項番	抽出条件	支部数	抽出件数
1	毎月同時期に負傷をしている。同月内で「負傷」と「治癒」を繰り返している	1	59
2	治癒後、数日後に別部位にて初検	1	50
3	「月末治癒月初負傷」「2部位のうち1部位治癒1部位追加」等の傾向を確認	1	41
4	毎月負傷している（階段状になっている）。転記欄で判断	1	24
6	初検日変更と転記欄（治癒、中止）のパターン化に着目	1	20
7	多部位で治癒と初検での申請。申請件数に対して割合の高い施術所の申請	1	11
11	治癒後、1か月経過しないうちに同部位を再負傷し、初検料算定あり/治癒した月に別部位での負傷あり	1	8
12	半年以上連続して支給申請があり、数か月くらいで負傷部位が変わる（再掲）	1	4
14	単月に初検日と治癒（中止）が同時にあるもの	1	0
15	当該月の中で治癒の後、別部位において新たな負傷による施術が開始	1	0
16	同月内に治癒と新たな負傷が発生し、初検料を算定	1	0
19	同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術の傾向の有無	3	0
21	3部位・同日部位申請	1	0
25	長期施術に該当するタイミングで部位を変更し、初検料の算定を行っている	1	0
	<b>小計</b>	<b>16</b>	<b>217</b>

## 「部位転がし疑い」の抽出条件（協会けんぽ分）②

○協会けんぽにおいて「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：47都道府県支部、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

### ③初検料に着目するもの

項番	抽出条件	支部数	抽出件数
5	初検日が複数回動きながら、1年間に9月以上（再掲）	1	23
6	初検日変更と転記欄（治癒、中止）のパターン化に着目（再掲）	1	20
7	多部位で治癒と初検での申請。申請件数に対して割合の高い施術所の申請（再掲）	1	11
11	治癒後、1か月経過しないうちに同部位を再負傷し、初検料算定あり/治癒した月に別部位での負傷あり（再掲）	1	8
16	同月内に治癒と新たな負傷が発生し、初検料を算定（再掲）	1	0
20	初検日が各月に負傷名が変わる傾向にあるもの	1	0
24	継続中の申請に対し新たな病名が初検として追加されている申請が多い場合	2	0
25	長期施術に該当するタイミングで部位を変更し、初検料の算定を行っている（再掲）	1	0
	<b>小計</b>	<b>9</b>	<b>62</b>

## 「部位転がし疑い」の抽出条件（協会けんぽ分）②

○協会けんぽにおいて「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：47都道府県支部、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

### ④その他

項番	抽出条件	支部数	抽出件数
1	毎月同時期に負傷をしている。同月内で「負傷」と「治癒」を繰り返している（再掲）	1	59
3	「月末治癒月初負傷」「2部位のうち1部位治癒1部位追加」等の傾向を確認（再掲）	1	41
8	審査委員から指摘のあった施術所の一覧表を作成・共有	1	10
9	20件以上の申請束で部位転がしと思われる割合が5割以上	1	10
10	過去の審査会にて部位転がし疑いありとされた施術所	1	9
13	疑義のある施術所等があれば適宜個別的に確認、対応	1	1
17	随時	1	0
22	多部位、頻回施術等、平均請求金額が高額となる施術所において、縦覧点検を行い不自然な傾向を確認	1	0
23	全申請件数中約20%以上	1	0
26	治癒・負傷のパターンが形式的であったり、すべての傷病が同日負傷など、不自然な申請内容	1	0
27	単月での紙審査であり、判断がむずかしい	1	0
	<b>小計</b>	<b>11</b>	<b>130</b>

合計：30支部 270件

### 【抽出条件を設定していないもの】

・抽出条件はし

17支部 抽出件数 222件

# 「部位転がし疑い」抽出後の対応（協会けんぽ分）

○協会けんぽにおいて「部位転がし疑い」を抽出した後の対応は以下のとおり。

## 【抽出条件あり（23支部）】

<b>支給</b>		<b>198</b>
<b>返戻</b>		<b>15</b>
	(該当条件)	
	11. 治癒後、1か月経過しないうちに同部位を再負傷し、初検料算定あり/治癒した月に別部位での負傷あり	8
	3. 「月末治癒月初負傷」「2部位のうち1部位治癒1部位追加」等の傾向を確認	6
	7. 多部位で治癒と初検での申請。申請件数に対して割合の高い施術所の申請	1
<b>一部不支給</b>		<b>0</b>
	(該当条件)	
	該当なし	0
<b>不支給</b>		<b>0</b>
	(該当条件)	
	該当なし	0
<b>その他（照会・警告文書送付、面接確認委員会で面接、患者照会中）</b>		<b>49</b>
	(該当条件)	
	4. 毎月負傷している（階段状になっている）。転記欄で判断	24
	5. 初検日が複数回動きながら、1年間に9月以上	15
	8. 審査委員から指摘のあった施術所の一覧表を作成・共有	10
<b>合計</b>		<b>270</b>

## 対応に至った主な理由

### 【支給】

- ・ 患者照会に基づき支給
- ・ 不支給にする確証がないため支給

### 【返戻】

- ・ 治癒した月に別部位での負傷があり、その施術所の傾向として、全件同日に負傷し、3ヶ月目での治癒、中止が多数あったため返戻

### 【一部不支給】

- ・ 該当なし

### 【不支給】

- ・ 該当なし

## 【抽出条件なし（17支部）】

- ・ 支給： **218件**
- ・ 患者照会中： **4件**

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（協会けんぽ分）

## 【1. 負傷と治癒を繰り返す】

- ・ 月末治癒→月初負傷
- ・ 2部位同時負傷、同時治癒
- ・ 毎月月初に負傷をしている
- ・ 同月内に治癒と新たな負傷が発生し、初検料を算定している
- ・ 毎月、治癒と新たな負傷が発生している
- ・ 毎月、同じ日に負傷している
- ・ 同月内で治癒した部位を再負傷して初検料を算定

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション】

- ・ ・ 2部位以上で1部位が治癒後、新たに1部位を追加するパターンを繰り返し
- 3～4か月の施術期間で治癒し、翌月に新たな傷病名で施術が始まる  
上記のパターンを夫婦（本人・家族）セットで申請
- ・ 「右肩関節捻挫」と「背部捻挫（下部）」を令和4年6月から令和4年10月まで施術、1月空けて「頸部捻挫」と「左肩関節捻挫」を令和4年12月から令和5年3月まで施術、1月空けて「右肩関節捻挫」と「背部捻挫（下部）」を令和5年5月から令和5年10月まで施術
- 初検から2か月程度で治癒し、新たな負傷が追加されたもの
- ・ 3か月ごとに傷病名を変更する
  - ・ 診療開始日が古い傷病が2～3か月後に治癒となり、同月内で新たな傷病での申請を行っているもの
  - ・ ①腹部捻挫（初検R7.6.7・治ゆR7.11.22） ②背部挫傷（初検R7.11.8）
  - ・ 古い負傷部位の転帰欄に治癒、中止の表示があり、新しい負傷部位が追加される
  - ・ ①腰部捻挫（初検R7.8.9・治ゆR7.11.30）、②背部挫傷（初検R7.8.9・治ゆR7.11.30）、③上腕部挫傷（初検R7.11.9）

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（協会けんぽ分）

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション（続き）】

- ・令和6年3月施術から令和7年2月施術まで12か月連続で申請  
腰部捻挫（R6.2.10初検R6.6.25治癒）、背部挫傷（R6.2.10初R6.6.7治）右上腕部挫傷（R6.6.4初R6.9.13治）腰部捻挫（R7.7.9初R6.10.30治）背部挫傷（R6.7.19初R6.9.26治）頸部捻挫（R6.10.1初R6.12.29治）左上腕部挫傷（R6.10.1初R6.12.21治）背部挫傷（R6.12.28初R7.2.28治）頸部捻挫（R7.1.8初R7.2.8治）頸部捻挫（R7.2.26初）
- ・半年以上連続して支給申請があり、数か月くらいで負傷部位が変わる
- ・令和6年3月施術から令和7年2月施術まで12か月連続で申請  
右上腕部挫傷（R6.2.10初R6.4.28治）右前腕部挫傷（R6.2.10初R6.4.24治）右背部挫傷（R6.4.6初R6.6.22治）左大腿部挫傷（R6.5.8初R6.8.10治）左下腿部挫傷（R6.5.8初R6.7.27治）腰部捻挫（R6.7.7初R6.8.24治）右下腿部挫傷（R6.8.24初・治）臀部挫傷（R6.9.11初R6.10.23治）右大腿部挫傷（R6.9.11初R6.11.20治）頸部捻挫（R6.9.15初R6.11.23治）左下腿部挫傷（R6.11.27初・R6.12.11治）背部挫傷（R6.12.18初R6.12.22治）右上腕部挫傷（R6.12.18初R6.12.28治）左下腿部挫傷（R7.1.8初R7.2.24治）左臀部挫傷（R7.1.8初R7.2.19治）右背部挫傷（R7.2.5初）
- ・2部位のうち1部位が治癒→1部位が追加
- ・1部位負傷の数日後にもう1部位負傷
- ・多部位申請で1部位治癒、2部位追加が多い
- ・令和7年10月10日 頸部捻挫（治癒）、令和7年10月15日 腰部捻挫（初検）
- ・一つの傷病が治癒すると別の傷病が追加される。
- ・前月または同月に治癒し、別部位を負傷したとして初検料を算定
- ・令和7年10月10日 背部挫傷（治癒）、令和7年10月15日 上腕部挫傷（初検）
- ・長期対応となる前に全て治癒し、別傷病が追加される。
- ・1つの傷病が治癒後、すぐに新たな傷病が追加される。
- ・「治癒」となった翌月に新たに負傷している
- ・令和7年10月10日 頸部捻挫（治癒）⇒令和7年10月15日 右肩関節捻挫＋左肩関節捻挫（初検）

## 【3. その他】

- ・初検年月日から3か月経過で治癒とする傾向あり
- ・転記欄（治癒、中止）が毎月1部位のみあり、かつ初検料を毎回算定しているものほぼすべての申請書の転記欄（治癒、中止）の記載が全くないケース
- ・申請部位が同一傾向
- ・同一施術所で同一負傷名の組み合わせが多くみられるもの
- ・全ての負傷部位が治癒、中止となっている
- ・申請件数のほとんど（全て）が2部位の申請であるもの

# 「部位転がし疑い」の抽出条件（健保組合分）①

○健保組合において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：45組合、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

## 【抽出条件を設定しているもの】

### ①（通算での）受療期間に着目するもの

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
1	同一施術所に5ヶ月以上連続受療	3	260
6	多部位、長期等の各条件で抽出後、その中から部位転がし疑義があるもの	1	12
8	1年以上続けて同じ施術所で受療し、その間未受療の期間が全くなく、負傷、治癒を繰り返す	1	4
10	初検から4ヶ月継続で施術を受ける。それ以降6ヶ月継続で施術を受ける	1	3
12	毎月何かしら申請書が届く	1	1
13	毎月申請があり、部位が治癒表示になっていても翌月違う部位で申請	1	1
14	部位を変えながら、同一施術所に6ヶ月以上連続受療	1	1
17	長期にわたるもの	1	1
	<b>小計</b>	<b>10</b>	<b>283</b>

### ②新規の負傷（部位）に着目するもの

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
2	初検2部位から3部位へ追加請求	6	134
3	治癒を新規負傷を繰り返す	1	62
5	初検2部位から3部位へ追加請求及び同一月内に初検料を2回以上算定	1	27
6	多部位、長期等の各条件で抽出後、その中から部位転がし疑義があるもの（再掲）	1	12
7	過去1年以上で6回以上部位が変更されている	1	7
13	毎月申請があり、部位が治癒表示になっていても翌月違う部位で申請（再掲）	1	1
14	部位を変えながら、同一施術所に6ヶ月以上連続受療（再掲）	1	1
15	3ヶ月毎に部位が変わる	1	0
	<b>小計</b>	<b>13</b>	<b>244</b>

## 「部位転がし疑い」の抽出条件（健保組合分）②

○健保組合において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：45組合、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

### ③初検料に着目するもの

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
5	同一月内に初検料を2回以上算定	1	27
9	当月が初検で過去5ヶ月で初検がある	1	4
11	初検の多い受療者	1	2
	<b>小計</b>	<b>33</b>	<b>33</b>

### ④その他

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
4	縦覧点検にて把握	2	46

**合計：25組合 566件**

### 【抽出条件を設定していないもの】

・明確な抽出条件はないが、個別判断で対応

**20組合 抽出件数 11件**

# 「部位転がし疑い」抽出後の対応（健保組合分）

○健保組合において「部位転がし疑い」を抽出した後の対応は以下のとおり。

## 【抽出条件あり（23組合）】

<b>支給</b>		<b>337</b>
<b>返戻</b>		<b>25</b>
	(該当条件)	
	2.初検2部位から3部位へ追加請求	12
	3.治癒と新規負傷を繰り返す	12
	4.縦覧点検にて把握	1
<b>一部不支給</b>		<b>0</b>
	(該当条件)	
	該当なし	0
<b>不支給</b>		<b>5</b>
	(該当条件)	
	6. 多部位、長期等の各条件で抽出後、その中から部位転がし疑義があるもの	4
	12. 毎月何かしら申請書が届く	1
<b>患者照会中</b>		<b>199</b>
	(該当条件)	
	1. 同一施術所に5ヶ月以上連続受療	189
	7. 過去1年以上で6回以上部位が変更されている	5
	9. 当月が初検で過去5ヶ月で初検がある	4
	8. 1年以上続けて同じ施術所で受療し、その間未受療の期間が全くなく、負傷、治癒を繰り返す	1
<b>合計</b>		<b>566</b>

## 対応に至った主な理由

### 【支給】

- ・患者照会に基づき支給
- ・不支給にする確証がないため支給
- ・照会文書を送るも、部位転がしであると証明できる回答は得られないため支給

### 【返戻】

- ・患者照会に基づき返戻
- ・申請書や患者照会に基づき、慢性疾患であったり、負傷していないことが確認できたため返戻
- ・過去の請求分も含めて、不自然な請求（3ヶ月で治癒、翌月部位を変えて受療）が多いため返戻

### 【不支給】

- ・医師照会を経て、常務理事等同席のもと担当者が被保険者と面談をして説明し、審査会にも相談のうえ不支給
- ・治療後、部位を変更して申請があったが、外傷性が見られないため不支給（患者照会でこの部位に外傷があったという回答はなし）

※「不支給」のうち2件は過去分の申請書を含む

## 【抽出条件なし（20組合）】

- ・不支給：**1件**
- ・患者照会中：**4件**
- ・医科併給等の別の理由で不支給：**6件**

# 「部位転がし疑い」の申請内容の例（健保組合分）

## 【1. 負傷と治癒を繰り返す】

- ・毎月月初めに負傷し、月末に治癒。この繰り返し
- ・負傷し、当月中に治癒。次月また新たに負傷し当月中に治癒を繰り返す

## 【2. 一定期間ごとに部位を変更・ローテーション】

- ・3ヶ月毎部位が変わり、長期療養で申請がある
- ・3ヶ月毎に施術部位が変わるが、4年以上も連続して毎月通院
- ・2～3カ所の負傷名を3～6ヶ月毎に変えて新規・継続治療・治療を繰り返す
- ・2部位を3ヶ月受領後に治癒し、翌月から新たな2部位を3ヶ月受療。これを繰り返す
- ・負傷2部位。4ヶ月目に1部位は治癒するが新たに別部位での負傷の申請を繰り返す
- ・負傷2部位。4ヶ月目に2部位とも治癒。翌月に新たな負傷2部位での申請を繰り返す
- ・負傷2部位。2部位ともに3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月目と治癒までの期間が変わるが翌月に新たな負傷2部位での申請を繰り返す
- ・3部位を受療、各々部位を月単位で変えて治癒、負傷の繰り返し
- ・右膝関節捻挫、右大腿部挫傷から左背部挫傷、左上腕部挫傷へ変更
- ・頸部捻挫、左肩関節捻挫から左膝関節捻挫、左大腿部挫傷へ変更
- ・R7.1月、2月腰部捻挫、左臀部挫傷（月3日間～4日間受療）→R7.3月、4月、5月、6月頸部捻挫、右上腕部挫傷（月2日間～4日間受療）→R7.7月頸部捻挫、右上腕部挫傷、腰部捻挫→R7.8月腰部捻挫、左肩関節捻挫→R7.9月、10月腰部捻挫、左肩関節捻挫（月3日間～4日間受療）
- ・右膝右股関節捻挫R6.10.1～R7.2.22同時治癒 頸部腰部捻挫R7.3.4～R7.6.3同時治癒 右膝右股関節捻挫R7.6.10～
- ・腰部捻挫背部挫傷R6.7.2～9.30同時治癒 右下腿挫傷R6.10.7～16中止 腰部捻挫R6.11.6～R7.1.20治癒 左足関節捻挫R7.2.3～R7.4.7治癒 腰部捻挫R7.4.21～
- ・R7.5～毎月受診。負傷部位…R7.5～R7.6左足関節捻挫・左趾関節捻挫。R7.7左趾関節捻挫・左下腿部挫傷・右足底部挫傷。R7.8左下腿部挫傷・左大腿部挫傷。R7.9左下腿部挫傷・左大腿部挫傷・右足関節捻挫
- ・R7.5月施術 初検R7.4.3、R7.5.16の2部位→R7.6月施術 初検R7.5.16継続→ R7.7月施術 初検R7.5.16 初検R7.7.7新規部位  
上記のように毎月施術通い、数ヶ月おきに負傷し新規部位が追加され、それを年単位で繰り返す
- ・約3年間、新規負傷部位の追加、治癒を繰り返し、毎週1回の受療を継続
- ・過去7年間に渡り、同じ施術所で受療。その施術期間中は2～3カ所の負傷名を3～6か月毎に変えて新規・継続治療・治療を繰り返す
- ・R3.6～ほぼ毎月受診。負傷部位…R7.5右足関節捻挫・右大腿部挫傷。R7.6腰部捻挫・左股関節捻挫・左下腿部挫傷R7.7腰部捻挫・左股関節捻挫・左下腿部挫傷。R7.8右手関節捻挫・左趾関節捻挫。R7.9右手関節捻挫・左趾関節捻挫・左肩関節捻挫
- ・毎月途切れることなく負傷部位を変えて通院が継続されている
- ・夫の介護によるケガが原因で長期施術。領収書と請求内容を突き合わせした結果、4ヶ月毎に初検料を健保に請求してきたが、毎回定額で施術を受けていた為、不支給